

保護者の皆様へ

令和 7 年度就学援助のお知らせ

豊前市教育委員会

豊前市では、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者の方に、学用品費や給食費等の経費の一部を援助しています。

内容を確認のうえ、この援助を希望される方は、申請書等を提出してください。

※年度ごとの申請のため、前年度に援助を受けられた方も毎年申請が必要です。

※新 1 年生（小学校・中学校）のいる世帯で、既に新入学用品費の入学予定者早期申請をしている方は、今回再度申請手続きをする必要はありません。

就学援助を受けられる方・必要となる書類

次のいずれかに該当すれば、就学援助を受けることができます。

要 件	申請に必要な証明書類
① 生活保護の停止・廃止の決定を受けた方	生活保護 停止・廃止決定通知書 (令和 6 年 1 月以降に決定通知を受けていること)
② 市民税が非課税又は減免の適用を受けている方	令和 6 年度市・県民税非課税証明書又は減免決定通知書
③ 個人事業税の減免を受けている方	令和 6 年度県税減免決定通知書
④ 固定資産税の減免を受けている方	令和 6 年度固定資産税納税通知書、固定資産税減免決定通知書(※新築減額は対象外)
⑤ 国民年金の掛金の減免を受けている方	国民年金保険料免除申請承認通知書 (申請時に減免を受けていること。20 歳以上の世帯員全員分が必要です。)
⑥ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方	国民健康保険税減免決定通知書 (申請時に減免等を受けていること)
⑦ 児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書の写し (申請時点で有効期限内の証書であること)
⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書 (令和 6 年度に貸付決定通知を受けていること)
⑨ 職業安定所登録の日雇い労働者の方	雇用保険日雇労働被保険者手帳
⑩ その他経済的理由により支給を希望する方（生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している方）	令和 6 年度所得証明書 (令和 6 年 1 月 1 日時点で豊前市に住民票がある方は不要です。)

※令和 7 年 6 月以降に申請される方は、令和 7 年度の証明書類等が必要になります。

〔 裏面もご確認ください 〕

就学援助の内容

- ① 学校給食費 ② 学用品費・通学用品費 ③ 校外活動費
- ④ 入学支度金 ⑤ 修学旅行費
- ⑥ 医療費（学校保健安全法施行令で定められた病気の治療費に限る）
- ⑦ 卒業アルバム代 ⑧ オンライン学習通信費

申請手続き方法

◆申請場所 お子様の在籍する小・中学校

※お子様が小学校・中学校の両方に在籍している場合は、中学校へ提出してください。

※小学校 6 年生は、3 月中は小学校へ、4 月以降は中学校へ提出してください。

◆申請に必要なもの

- (1) 就学援助費受給申請書（様式第 1 号）
- (2) 申請に必要な証明書類（表面の要件に応じた証明書類）
- (3) 保護者の方の振込先口座がわかる通帳の写し

※令和 7 年 5 月末までに申請される方

市外からの転入等で令和 6 年 1 月 1 日時点で豊前市に住民票がない場合は、令和 6 年 1 月 1 日に住民登録のあった市町村で「所得証明書」を取得し、提出してください。

※令和 7 年 6 月以降に申請される方

市外からの転入等で令和 7 年 1 月 1 日時点で豊前市に住民票がない場合は、令和 7 年 1 月 1 日に住民登録のあった市町村で「所得証明書」を取得し、提出してください。

◆提出期限

【継続申請の方】・・・ 令和 7 年 3 月 21 日（金）までに学校へ提出してください。

※1 年生のみに支給される入学支度金は、4 月 30 日（水）までに申請しないと受給できませんのでご注意ください。

◆年度途中の申請

令和 7 年度の申請は、令和 8 年 2 月まで随時受付を行っています。5 月以降の申請者については、申請書を受理した月の翌月分からの認定となります。（※ただし、4 月 30 日（水）までに申請の方は、4 月に遡って認定されます。）

認定結果のお知らせ

申請内容を審査のうえ、結果については学校を通じて保護者にお知らせします。

注意事項

- ◆婚姻、転居等により、世帯状況が変わった場合は、速やかに届け出てください。
- ◆資格を失った場合、虚偽の申請がなされた場合は、認定を取り消した上、遡って就学援助費を返還していただくことがあります。

詳細については、お子様の通学している小・中学校、又は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

豊前市教育委員会学校教育課教育総務係 電話 0979-82-8067